

別表六(二)付表五の記載の仕方

1 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人がその事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- (2) その事業年度において法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (3) 「20」から「24」までの各欄及び「26」から「29」までの各欄は、「加算前国外所得金額19」の金額が0を超える場合にのみ記載します。

- (4) 「32」から「34」までの各欄は、「調整前控除限度額31」の金額が0を超える場合にのみ記載します。

2 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人がその課税事業年度（その通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限り、）において地方法人税法第12条（外国税額の控除）（第2項を除きます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額36」の記載に当たっては、「別表一「2」－「3」」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- (3) 「40」から「42」までの各欄は、「調整前控除限度額39」の金額が0を超える場合にのみ記載します。